

民生福祉常任委員会記録

令和4年12月2日

【開催日】 令和4年12月2日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時40分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
企画課主幹	工藤歩		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民部次長兼市民活動推進課長	河上雄治		
市民課長	安部亜希子	市民課課長補佐兼住民係長	佐藤善寛
文化スポーツ推進課長	石田恵子	文化スポーツ推進課主幹	原田貴順
文化スポーツ推進課スポーツ振興係長	三浦裕		
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課主幹	大井康司
高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課主査	篠原紀子
高齢福祉課高齢福祉係長	原川寛子	高齢福祉課介護保険係長	見田健治
国保年金課長	亀崎芳江	国保年金課課長補佐	伊藤佳和子
国保年金課主査兼保健事業係長	石井尚子	国保年金課主査兼国保係長	鈴木一史
国保年金課収納係長	村上陽子	国保年金課年金高齢医療係	小田村俊和
健康増進課主幹兼健康管理係（係長事務取扱）	藤本義忠	健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海弘美
健康増進課主査兼新型コロナ対策室長	林善行		

【事務局出席者】

事務局 長	河 口 修 司	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁
-------	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第70号 令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
(第1回)について
- 2 議案第72号 令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1回)について
- 3 議案第71号 令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2
回)について
- 4 議案第85号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について
- 5 議案第90号 山陽小野田市立サッカー交流公園の指定管理者の指定につ
いて
- 6 議案第87号 山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定につい
て

午前9時 開会

松尾数則委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開
会します。今日の審査日程は、お手元に配付しているとおりです。議案
第87号は午後1時固定ですので、そのつもりでお願いします。それ
では、議案第70号令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予
算(第1回)について審査します。執行部の説明を求めます。

亀崎国保年金課長 それでは、議案第70号令和4年度山陽小野田市国民健康
保険特別会計補正予算(第1回)について御説明します。この度の補正
は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、令和3年度決算の歳
計剰余金を基金に積み立てるものです。最初に予算書1ページをお願い
します。歳入歳出とも1億7,161万4,000円を追加し、総額を

73億6,765万円とするものです。それでは、歳出から御説明します。7、8ページをお願いします。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を81万7,000円増額しています。これは、人事異動等による人件費の調整を行うもので、1節報酬を143万3,000円増額、2節給料を123万4,000円減額、3節職員手当等を109万6,000円増額、4節共済費を53万円減額、8節旅費を5万5,000円増額、18節負担金、補助及び交付金を3,000円減額するものです。次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金を1億7,079万7,000円増額しています。これは、令和3年度決算の歳計剰余金相当額を積み立てるもので、今年度末の基金残高見込額は、9億5,565万8,792円となります。続きまして、歳入について御説明します。5、6ページをお願いします。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金を81万7,000円増額しています。これは、人件費の調整に伴うもので、歳出で御説明した一般管理費の増額に対応するものです。続いて、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、令和3年度決算認定を受けて、1億7,079万7,000円増額するものです。御審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。
まず、歳出からお願いします。

山田伸幸委員 8ページ、積立金のところで、9億5,565万8,792円になるという説明がありましたが、これは年度当初と比べてどうなんでしょうか。

亀崎国保年金課長 令和3年度末の基金残高は、9億7,364万8,792円となっています。

大井淳一朗委員 基金を積み立てる目的は、保険料の安定と何か生じたときに

対応するためということですが、これを積み立てることで来年度の保険料が下がるとか、現状維持とか、上がるとか、ある程度の方向性は分かりますか。

亀崎国保年金課長 保険料率の設定につきましては、今後、慎重に検討してまいりたいと思います。今後の被保険者数、医療費の動向や事業費納付金などの推移を見て、また、この基金残額も考慮して、バランスを取りながら保険料率の設定を検討してまいりたいと考えております。

山田伸幸委員 事業費納付金について話されましたが、今年度の全体の傾向はどうなんでしょうか。医療費が多く出ているのか、それとも、逆の傾向があるのか、その辺はいかがでしょうか。

鈴木国保年金課主査兼国保係長 事業費納付金につきましては、当該年度の医療費が当該年度の支出に直接影響を及ぼすものではありませんが、医療費の推移につきましては、令和2年度はコロナ禍の影響によって受診が減少して、一方、令和3年度はその反動で受診が増加しています。また、令和4年度の1人当たり医療費は、反動があった令和3年度並みで推移している状況です。

松尾数則委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入も含めて質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案70号令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。続い

て、議案第72号令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

亀崎国保年金課長 続きます。議案第72号令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明します。この度の補正の主なものは、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整と令和3年度決算の歳計剰余金の調整及び決算を見込んでの調整によるものです。予算書1ページをお願いします。歳入歳出とも1,728万1,000円を減額し、総額を12億4,770万5,000円とするものです。それでは、歳出から御説明します。8ページ、9ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を30万2,000円減額しています。これは、人事異動等による人件費の調整を行うもので、2節給料を43万1,000円減額、3節職員手当等を3,000円減額、4節共済費を13万2,000円増額するものです。中段、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、金額の確定等に伴う予算調整として、1,737万9,000円減額しています。内訳は、保険基盤安定負担金を1,808万5,000円減額、後期高齢者医療保険料納付金を70万6,000円増額になります。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料過誤納還付金40万円を増額しています。これは、償還金の対象の増加によるものです。続きます。歳入につきまして御説明します。6、7ページをお願いします。上段、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金30万2,000円の減額は、歳出で御説明した一般管理費の減額に対応するものです。続いて、2目保険基盤安定繰入金1,808万5,000円の減額は、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金の減額に対応するものです。中段、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金70万6,000円の増額は、令和3年度決算認定を受けて増額するものです。これも歳出で御説明した後期高齢者医療保険料納付金に対応するものです。続いて、5款

諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金40万円の増額は、過年度分保険料の還付金を増額するものです。これは歳出で御説明しました保険料還付金に対応するものとなります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 保険料還付金の支払先はどこになるんですか。

村上国保年金課収納係長 保険料還付金は、被保険者にお返しするものです。

山田伸幸委員 40万円はかなり大きな金額ですが、これは複数人にお返しするんですか。

村上国保年金課収納係長 複数人が対象です。

山田伸幸委員 これが発生した原因は何でしょうか。

村上国保年金課収納係長 償還金の約9割が特別徴収、つまり年金からの徴収です。死亡後に支給された年金から保険料が天引きされて過納となった場合には、相続人に還付できる場合と支給元である年金保険者に返納しなければならない場合があります。相続人に還付しても良いという通知書を受け取ってから還付するため、死亡による資格喪失を理由とする特別徴収の還付金は還付までに時間が掛かります。そのため、後期高齢者の被保険者の増加に伴い、現年度中の還付処理が行えず、償還金となるケースが微増している状態です。

松尾数則委員長 歳入も含めて、ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決します。議案第72号令和4

年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。以上で議案第75号の審査を終わります。職員入替えのため、10分間休憩し、9時25分から再開します。

午前9時15分 休憩

午前9時25分 再開

松尾数則委員長 引き続き、委員会を続行します。次は、議案第71号令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2回)について審査します。まず、執行部の説明を求めます。

麻野高齢福祉課長 議案第71号介護保険特別会計の補正予算(第2回)について御説明します。11、12ページをお開きください。まず、歳出につきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、令和4年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整による増額です。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の2節から4節までは、令和4年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整による増額です。13、14ページをお開きください。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業費・任意事業費、1目任意事業費と2目包括的支援事業費は、令和4年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整による減額です。15、16ページをお開きください。4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金2億1,091万5,000円の増額は、令和3年度における給付費等の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものです。こ

れにより、補正後の予算ベースでの介護給付費準備基金の残高は、6億5,093万2,729円となる見込みです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金7,748万6,000円の増額は、令和3年度における給付費等の精算に伴い、国、県からの超過交付金を返還するための償還金です。この内訳は、介護給付費に係る国庫負担金が4,368万2,151円、県負担金が1,121万1,342円、地域支援事業費に係る国庫負担金が1,487万1,217円、県負担金が781万1,223円となっております。続きまして、歳入を御説明します。7、8ページをお開きください。歳入につきましては、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金4万4,000円の増額、2目地域支援事業交付金16万9,000円の増額及び3目地域支援事業交付金144万円の減額は、先ほど歳出で御説明しましたが、地域支援事業において人件費が補助対象となることから財源調整を行うものです。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業費交付金22万9,000円の増額と5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金10万6,000円の増額及び2目地域支援事業交付金72万円の減額も、地域支援事業において人件費が補助対象となることから財源調整を行うものです。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業費繰入金61万4,000円の減額、3目その他一般会計繰入金の事務費等繰入金259万6,000円の減額、職員給与費等繰入金437万6,000円の増額及び7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金66万7,000円の減額は、地域支援事業費の補正に伴う財源調整によるものです。9、10ページ、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2億9,099万7,000円の増額は、9月定例会で認定していただいた令和3年度決算に伴う繰越金です。結果、歳入歳出とも2億8,988万4,000円の増額となり、予算総額は70億330万3,000円となりました。御審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。
まず、歳出から行います。

吉永美子委員 12ページについて、時間外勤務手当が109万円増えています。人事異動によるという説明でしたが、これも人事異動の関係ですか。

麻野高齢福祉課長 これは直接人事異動に伴うものではありません。今年度4月からこれまでの時間外勤務と3月までの時間外勤務の見込みを調整するものです。

吉永美子委員 人事異動と直接関係ないというものの、国民健康保険特別会計のときも思ったんですが、当初の予算で少し遠慮して出されているのではないですか。全体の額からすると大きい額ではないですが、少し心配になったのでお聞きします。

麻野高齢福祉課長 当初から控え目な数字で計上しているわけではありません。昨年度の実績等を勘案し、また、人事課とも協議して予算を計上しています。

大井淳一郎委員 なぜ時間外勤務がこれだけ生じる見込みとなったんでしょうか。

大井高齢福祉課主幹 先ほど人事異動は関係ないと言いましたが、多少関係があります。人事異動でベテランの職員が異動し、その業務を新規採用の職員が行うことがあります。当然、習熟度が違うので時間が掛かってしまうところがありますので、その分が増えております。

山田伸幸委員 時間外勤務のことが話題に出ておりますので、お聞きします。夜に市役所周辺を通ったときに庁舎を見ると、教育委員会や福祉事務所関連の部署の電気が遅くまでついてるんですよ。遅くまで現場を訪問して、その後に取りまとめ作業があるんじゃないかと思うんですが、一部の職員に過重負担になっているということはないですか。

麻野高齢福祉課長 昼間に訪問して、夜にまとめなければいけないものは通常業務の中に入っておりますので、そこだけ過重になっているものではないと思います。また、高齢福祉課においては介護認定審査会を夜に行いますので、どうしてもその時間には電気がついております。

山田伸幸委員 先ほどの議案でも気になっていたんですが、10ページ、前年度繰越金が2億9,000万円となっています。それに対して16ページの積立金を見ると2億1,091万5,000円となっています。約8,000万円の差があるんですが、これはどういう理由なんですか。

大井高齢福祉課主幹 先ほど歳出で御説明しましたが、15、16ページ、償還金が7,700万円程度ありますので、それを差し引いた金額です。

山田伸幸委員 積み立てた結果6億5,900万円になったということですが、これは年度当初に比べて増減していますか。

大井高齢福祉課主幹 令和3年度の基金残高は5億8,934万3,729円でしたので、今年度積み立てると約6,000万円増えます。

山田伸幸委員 保険料を余り引き上げず、市民の負担をなるべく少なくしようと思えば、来年度予算でこれを取り崩すということが必要になると思うんです。介護保険の所管課として、基金はどの程度残しておくべきというおおよその目安はお持ちでしょうか。

篠原高齢福祉課主査 65歳以上の高齢者は横ばいになっておりますが、2025年には団塊の世代が75歳となり、後期高齢者が増加すると予測されます。それに伴って介護保険サービス利用者が増えるので、介護給付費も増加傾向が続くと考えられます。基金は、そうした事態であっても

介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていると認識しております。しかしながら、必要以上の基金を残すことは、保険給付のためにお預かりした保険料の目的として適切でないと認識しておりますので、第8期におきましては、基金からの繰入金金を第7期から5,000万円増加し、1億5,000万円とすることで、保険料の増加を抑制して被保険者の負担軽減を図っているところです。

山田伸幸委員 どの程度の額を基金として手元に置いておきたいのか、その目安をお聞きしたんですが、いかがでしょうか。

篠原高齢福祉課主査 第8期の計画最終年度におきましては、介護給付費が5%増加することを想定して、最低でも2億円が必要になると思っております。

松尾数則委員長 歳入も含めて質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決します。議案第71号令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。以上で議案第71号の審査を終わります。職員入替えのため、10分休憩して9時50分から再開します。

午前9時40分 休憩

午前9時50分 再開

松尾数則委員長 それでは、議案第 8 5 号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について審査します。まず、執行部の説明を求めます。

安部市民課長 それでは、議案第 8 5 号山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正をする条例の制定について御説明します。市役所開庁時間の制約を受けず、身近な場所で各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスは、多くの住民が利用できる環境にある身近なサービスとして、本市では令和 2 年 2 月から取扱いを開始しております。資料の 1 ページを御覧ください。この度の改正は、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を利用した証明書の交付手数料を一律 1 5 0 円とし、市窓口での証明書交付手数料より減額するための所要の改正です。コンビニ交付を利用した証明書交付手数料の減額は、全国的にも多くの自治体が取組を進めており、総務省からは、交付手数料の減額など利用促進策への積極的な取組検討の要請を受けております。マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスは、日常生活の中で必要となる各種証明書の発行に係る負担軽減や非接触型の手続の活用促進による感染症拡大防止など、多くの住民がカードのメリットや利便性を実感することができるものであることから、この度の減額によりコンビニ交付の利用が促進され、窓口の混雑緩和やコンビニ交付の利用に必要なマイナンバーカードの普及促進が図られ、市民サービスの向上への寄与が期待されます。資料 2 ページを御覧ください。本市の令和 3 年度のコンビニ交付の利用状況となります。昨年度比約 2 倍の伸び率で今年度も利用者は着実に増加しております。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 マイナンバーカードの普及ということですが、現在のカードの普及率はどのくらいですか。

志賀市民課住民係主任 総務省が発表している令和4年度10月末時点の人口に対する交付枚数率によると、山陽小野田市の普及率は54.7%です。

大井淳一郎委員 この1年でどれぐらい伸びたと考えていますか。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 年度単位でしか資料がないんですが、令和3年4月1日時点で29.5%、令和4年4月1日時点で45.8%なので、令和3年度中に約16%伸びております。そして、令和4年4月1日時点で45.8%、令和4年10月31日時点で54.7%なので、約9%伸びております。

吉永美子委員 マイナンバーカードの交付率を引き続き伸ばしていくわけですが、要は、コンビニでマイナンバーカードを活用すれば、1通当たり最大450円掛かるものが150円になり、他のものについても50円ずつ安くなるということで、市民には大きく歓迎されるものだと思います。国としてもマイナンバーカードを普及させたいということで行っているわけですが、国から財政的な支援があるんでしょうか。

安部市民課長 後ほど補正予算の審査で御説明しますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。

吉永美子委員 支援が入るということですね。いろいろと調査しながら進めておられると思うんですが、金額を150円にした理由を教えてください。また、他市の状況が分かれば併せて教えてください。

安部市民課長 手数料を150円にした理由は、地方公共団体情報システム機構への支払に現在117円の手数料が掛かっていることを総体的に判断した結果、150円が一番妥当ではなかろうかということで、この金額に設定しております。また、他市の状況ですが、現在、減額を実施して

いるのは、下関市、長門市、防府市です。また、先ほどの吉永議員からの御質問に関して補足します。先ほど御説明した新型コロナウイルス臨時特例交付金に関しては、今年度のみの予定となっており、来年度は未定となっております。

白井健一郎副委員長 マイナンバーカードを普及させたいということですが、1か月ほど前に私の家族が市役所にマイナンバーカードを作りに行ったんです。非常に時間が掛かって、手間も掛かったと言うんです。今はマイナンバーカードを作った後にマイナポイントをもらえる手続がありますが、体力的にきつかったのでそれはせずに帰ってきたと言うんです。その辺はどう認識していますか。

安部市民課長 マイナポイントに関して、市は申請支援スポットとして対応するよう国から指定されております。市民課の窓口では、現在、ほかの混雑等も想定されるので、時間を区切って対応しているのが現状です。市民課のほかにも、市の出先機関である市民窓口課、埴生支所、南支所でも受け付けておりますし、また、そのほかの支援スポットとして携帯会社などの御案内もしております。

白井健一郎副委員長 マイナンバーカードを取得する際の手続を具体的に教えてください。例えば、どういう書類を出して、どういう写真を撮るなどを確認したいです。

松尾数則委員長 白井副委員長、議案と関係ある質疑ですか。

白井健一郎副委員長 マイナンバーカードを普及させるための手続の問題です。

松尾数則委員長 確かにマイナンバーカードについて、市民から不平も聞いているので教えてください。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 マイナンバーカードを作る方法を御説明します。マイナンバーカード申請書という書類があります。これは平成28年にマイナンバーカードの制度が始まったときに国から一律で配られている物で、その後も定期的に国から未交付者の御自宅に届けられているものです。申請方法には2通りあり、一つはインターネットによる申請、もう一つは郵送による申請です。郵送申請の場合は、申請書に写真を貼って、住所や名前や必要事項を記入して、郵送で国に送付します。インターネット申請の場合は、申請書にQRコードが付いておりますので、それをスマートフォンなどで読み取って、インターネット上で申請します。カードの受取場所は市区町村役場です。マイナンバーカードが出来上がりましたら、市役所から「受取に来てください」というお知らせを送ります。そして、本人確認書類等必要書類を持ってきていただき、市役所で本人確認をして、マイナンバーカードの暗証番号を設定してもらい、お渡しする形になっております。

吉永美子委員 資料の「市のコンビニ交付の利用状況（令和3年度実績）」を見ると、合計が6.44%になっています。金額が下がれば割合が上がると思うんです。私はコンビニ交付の利便性を実感したのは、宇部市にある公的機関に手続に行かなければいけないときに、山陽小野田市役所で証明書を取るのを忘れて出発してしまったときです。途中にあるコンビニに寄って簡単に取れたので、すごく便利だと実感しました。この6.44%を何パーセントに引き上げるという目標はありますか。

安部市民課長 できるだけ100%に近づきたいとは考えておりますが、郵便での請求等もありますので全てというわけにはいかないかもしれません。ただ、窓口混雑の緩和等も含めて、コンビニ交付を100%に近づける方向で取り組んでいきたいと考えております。

吉永美子委員 この議案は手数料の金額が下がるので、議会で可決されるだろうという予想を持っておりますので申します。可決された後は、「これ

だけ下がります」という周知を徹底されると思いますが、どのようにされるのか、お知らせください。

安部市民課長 広報紙などを利用することはもちろんですが、そのほかにホームページ、市のフェイスブックやツイッター、LINEでの周知を検討していくとともに窓口での交付の際にも周知していきたいと考えております。

吉永美子委員 防府市の例を挙げて、住民票などを持って帰るときに使う封筒の中にチラシを入れる方法を取り上げたことがあります。窓口に来られた人が書類を持って帰るときに使う封筒の中にも入れていくという対応を徹底されるということによろしいですか。

安部市民課長 現在、窓口で手続された皆様には窓口封筒に同封してお配りしております。今後も周知のために継続していきたいと考えております。

大井淳一郎委員 コンビニ交付の利用状況を上げる足掛かりとして、市役所の中に多機能端末機を置いていますが、この稼働状況はどうですか。うまくコンビニ交付につながっていますか。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 市役所1階のロビーに設置しているキオスク端末の稼働状況については、令和4年4月1日から10月31日までの間に290件の証明書交付を行っております。月ごとに大きな差がありますが、月平均で約40件の交付が行われております。利用が伸びているというよりは、コンスタントに月ごとの証明書を取る人の数が違ってきております。今年3月から始まって、それほど数がないのですが、やはり6月に証明書の取得が多いと。窓口に比例して取得される方が多いという印象です。キオスク端末がコンビニ交付の利用につながっているかについては、今の段階ではお答えできません。コンビニ交付の利用件数は、今年度に入ってから伸びているんですが、月ごとの増減が激し

く、多いときは600件を超え、少ないときは400件台となっております。

大井淳一郎委員 キオスク端末について、コンビニ交付の利用状況が上がって、窓口からコンビニ交付にうまく移行できれば、その役割を終えると思うんです。市役所内のキオスク端末をいつまで置くという見込みはあるんでしょうか。

安部市民課長 以前から3年をめどにしている旨をお伝えしております。3年経過後が見直しの時点と考えております。現時点では、証明書発行のために窓口に来られた方がマイナンバーカードをお持ちであれば、「マイナンバーカードを使ってキオスク端末で発行できます」と声をお掛けしたり、戸籍謄本などが必要な方で本籍地が山陽小野田市ではない方に対しても、「キオスク端末で戸籍等をお取りいただけます」と御案内したりしており、できるだけ市民に負担がない取扱いを進めていきたいと考えております。

吉永美子委員 市民は全国どこのコンビニからでも取得できますが、市内にコンビニは何店舗あるんでしょうか。また、そこに「コンビニ交付できます」、「手数料はこの金額です」というチラシを置く、又はポスターを張らせてもらうための努力はしておられますか。

安部市民課長 市内のコンビニエンスストアは、私が把握している限りでは、約30件です。委員から指摘のありましたポスター等に関しては、今の御意見を参考にして、できるだけ多くの方に周知できるように努めていきたいと考えております。

山田伸幸委員 コンビニ交付したときに、コンビニに支払う手数料は幾らですか。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 J-LIS — 地方公共団体情報システム機構
構といたしまして、コンビニ交付等を統括してシステムを運用しているところ
があります。山陽小野田市もこのコンビニ交付システムを利用して、コンビニ
交付を実現しております。地方公共団体情報システム機構 — 通称J-LISと
言われておりますので、J-LISと略します。このJ-LISと複数のコンビニエ
ンスストアとの三者間契約を結んで、コンビニ交付を実現しております。契
約は、コンビニで支払われた手数料がJ-LISを通して各市町村に納付され、
市町村はJ-LISに対して1件当たり117円の手数料を支払うというものにな
っております。J-LISと各コンビニの契約金額は、別個の契約になっており
ますので、具体的には明かされておられません。

白井健一郎副委員長 基本的なことの確認ですけど、コンビニ交付のコンビニ
とは市内のコンビニですか。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 コンビニ交付が利用できるコンビニは、全
国のコンビニとなっております。

福田勝政委員 戸籍謄本の手数料について、昭和22年、今から80年ぐら
い前ですけど、そのときに450円で、現在も450円と。多機能端末機
を使って手数料の額が安くなるような計画はないですか。（「150円
になる」と呼ぶ者あり）

安部市民課長 資料の表で御説明します。現行、戸籍謄抄本は450円、住
民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、公租公課に関する証明
は200円になっております。改正後は、今申し上げた全てが1通につ
き150円になることを予定しております。

奥良秀委員 先ほど、100%コンビニ交付を目指すというお話がありました。
私は印鑑証明をしょっちゅう取っている身なので、金額が下がるのはあ

りがたいし、どこでも取れるのもありがたいんです。しかし、コンビニ交付を知っている人はいいんですけど、市の窓口に来ている年配の方や機械に慣れていない方などがいざコンビニ行ってみたときに、どうしたらいいか分からないと思うんですよ。まず、コンビニのどこにあるのか分からないと思います。コンビニの店員から、「こうですよ」と教えてもらえるように、市からお店にお願いするなど協力を要請するなどの考えはあるのか。それとも、もう何かされているのかを教えてください。

安部市民課長 現時点では、市の窓口に来られた方に対して丁寧に御説明しております。委員から御指摘があったコンビニエンスストアに対する周知は、現在のところ行っておりません。先ほどお伝えしたポスター等の掲示については、今後、依頼していくようになるかと思っております。その際にそういった対応をしていただけないかもお願いしたいと思っております。

奥良秀委員 是非お願いします。そのようにしてもらえれば、今使っていない人も拾い上げることができると思いますので、よろしくお願いします。マイナンバーカードの普及率100%を目指されていますが、今はマイナポイントがあるから普及率が伸びていると思うんですよ。それが終わった後に、私の場合は証明書をよく取るので、値段が安くなるコンビニ交付を使うと思うんですけど、もしこれが鈍化して、あんまり伸びないときには、今回150円にしたものをもう少し下げるといような、第2弾、第3弾の考えはあるんでしょうか。

安部市民課長 現時点では考えておりません。

松尾数則委員長 ほかに質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決します。議案第80号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 全員賛成で本件は可決すべきものと決しました。以上で議案第80号の審査を終わります。職員の入替えのため、10分休憩して、10時25分から再開します。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

松尾数則委員長 それでは、議案第90号山陽小野田市立サッカー交流公園の指定管理者の指定について審議します。まず、執行部の説明を求めます。

石田文化スポーツ推進課長 議案第90号山陽小野田市立サッカー交流公園の指定管理者の指定について御説明します。本議案は、公の施設である山陽小野田市立サッカー交流公園について、現在、直営で運営を行っておりますが、指定管理者をレノファ・アクティオ共同体に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。それでは、お手元にお配りしている資料の主な部分について御説明します。資料1、「指定管理者募集等の概要」をお開きください。まず1、事業目的ですが、このサッカー交流公園に指定管理者制度による民間活力を導入し、多くのスポーツ活動に伴う交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を行っていくこととしております。次に2、募集期間、3、応募団体数ですが、広報8月15日号及びホームページにて、8月15日月曜日から10月14日金曜日までの2か月間、令和5年度からの指定管理者の募集を行ったところ、2団体から応募がありました。この2団体について、4、選定委員会日程にありますとおり、10月5日、11月9日の2回にわたって指定管理者選定委員会を開催しました。5、選定委員ですが、指定管理者選定委員会規定に基づき、市職員4人、公募委員1人、

学識経験者 2 人の計 7 人となっております。次に、資料 3 をお開きください。選定委員会における審査集計表について御説明します。11月9日の選定委員会において、2 団体それぞれから提出があった事業計画書等を基にプレゼンテーション及び質疑応答を行い、資料 2、「審査基準表」に記載されている選定基準に沿って審査を行っていただきました。審査集計表の申請団体名は黒塗りにしており、ここを A 事業者と呼びます。審査の結果、2 団体それぞれの点数は、A 事業者が 55.1 点、レノファ・アクティオ共同体が 87.9 点となり、選定委員会の中で協議の結果、レノファ・アクティオ共同体を指定管理者候補者に決定しました。それを受けて、市はサッカー交流公園の設置目的や指定管理者制度導入における事業目的の実現が期待できるものと判断し、レノファ・アクティオ共同体を指定管理者候補者として、この度の議案の上程に至りました。続いて、資料 4 として「指定管理者募集要項」を、資料 5 として「指定管理業務仕様書」をお配りしています。今回の指定管理者制度導入に当たり、新たに盛り込んだ業務内容について御説明します。指定管理者が行う業務の範囲について、通常業務である（１）、維持管理及び保守業務、（２）、利用業務、（３）、危機管理に関する業務に加えて、新たに（４）、提案業務、（５）、自主企画運営業務を設けております。資料 5 にある指定管理業務仕様書、8 ページを御覧ください。まず、（４）、提案業務について、「交流公園内において、収益を伴わない業務で自らの提案により事業目的、各種法令、例規等を満たす範囲において、付加的なサービスを提供するものであって、指定管理料の範囲内で行うものとする」としております。具体的には、①、新たな利用者の拡大に向けた取組、②、サッカーと触れ合う機会の拡大に向けた取組、③、施設サービスの拡大及び市内外への認知度向上に向けた取組を挙げ、幾つか例示しております。次に、（５）、自主企画運営業務ですが、これは「スポーツによるまちづくり」の推進に関連する事業展開、実施を期待するもので、「①、指定管理者は、積極的に自主企画事業を企画及び実施するものとする。②、自主企画事業の実施により得た収益は指定管理者の収入とするが、自主企画事業に要する経費に市が支払う指定管

理料を充てることはできない。③、自主企画事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものとする。④、自主企画事業の実施に当たっては、市と協議の上、必要な許可手続等を経て実施し、報告すること。⑤、経理区分については、指定管理業務に係る経費と自主企画事業に係る経理を区分して整理すること。」としております。この新たな2つの業務を追加することで、市には、提案業務と自主企画運営業務を指定管理者に実施してもらうことで、サッカー交流公園の設置目的に沿った事業展開が指定管理料の範囲内で実現できるというメリットがあり、指定管理者には、民間活力を最大限発揮して自主企画事業を実施することで、指定管理者自身の収入を増やすことができるというメリットが期待できると考えました。この点がこれまで指定管理者制度を導入している施設と大きく異なる点になります。最後に、資料7、「指定管理料と市直営予算（R4当初）比較表」を御覧ください。指定管理料についてですが、消費税及び地方消費税を除いた額として、上限額を各単年度で5,962万6,000円、指定管理期間である5年間で2億9,813万円としております。この上限額については、資料4、「指定管理者募集要項」の3ページに記載しております。募集要項には税抜きの金額で記載しておりますが、資料7、「指定管理料と市直営予算（R4当初）比較表」では、税込の金額で比較します。市直営時と比較して増額となっている主な項目について御説明します。まず、歳出についてですが、人件費について、市直営時と比較して約1,590万円の増額を考えております。これは、現在、任期付職員1人、再任用職員1人、会計年度職員1人の計3人で運営しておりますが、職員の勤務時間外には施設予約の受付や利用料金の収受が行われておらず、市民サービスの向上を図り、かつ施設の安全管理等を充実させることを検討し、夜の時間帯や休日でも職員が常駐する職員配置体制が望めるよう、現在の3人から5人の配置人員を想定しております。次に委託料についてですが、現在、管理委託料として、職員の勤務時間外に人的警備業務を委託しておりますが、先ほどの人件費の説明の際に申し上げましたが、職員配置体制を現在の3人から5人にした場合、この人的警備委託料を不要にすることも考えられる

ことや、サッカー交流公園内のグラウンド部分を除く植栽管理等の業務についても、現在より職員を増員した場合、草刈り等の軽作業の業務については職員配置体制の中で業務を遂行することも考えられることから、公園施設管理委託料の減額も可能と考えております。また、サッカー交流公園が有する特徴的な天然芝グラウンドの維持管理業務については、現在も細やかな維持管理を行っていただいておりますが、天然芝は生き物であるため、天候や使用頻度等により生育が大きく変化します。他のサッカー場の状況を確認したり、スポーツターフの研修等を受講したりする中で、天然芝の維持管理の手法も昔と異なり、生育には特に専門性が必要とされ、生育環境を見極めて行う維持管理の時代となっており、そのために、全国大会予選や県大会に加え、プロのクラブチームも使用する天然芝の維持管理を行うには、機械的な作業だけでなく、グラウンドの土壌も含めた生育環境を細かく観察しながら、芝刈り、施肥等の作業回数を増やす必要があることから、天然芝グラウンドの維持管理業務委託料を増額しており、それらを相殺し、約133万円の増額を考えております。次に、使用料及び賃借料については、令和5年度から新たに指定管理者による施設運営が開始されるに当たり、OA機器等の調達が必要と想定されることから約56万円の増額を考えており、その他としては、新たに提案業務を実施していただくための事業費として220万円の増額となっております。歳入についてですが、利用料金収入について、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、使用料金収入も減額となっておりますが、状況も落ち着きつつありますので、利用料金収入を980万円としております。その他収入として、自動販売機設置に関する事業全般については、自主企画運営業務の中でより効果的な実施を期待して、この指定管理料算定の中からは除外してあります。これら歳出合計7,539万9,000円から歳入合計981万1,000円を相殺して、指定管理料を6,558万8,000円と算出しております。なお、指定管理料につきましては、12月議会の中で債務負担行為の設定を予定しております。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、議員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 今回の指定管理者の指定は予定より遅れました。本格的な審査に入る前に、遅れた原因や経緯を説明してください。

石田文化スポーツ推進課長 サッカー交流公園は、令和3年4月に山口県から移管を受けて市が運営を行っております。サッカー交流公園の適正な運営手法については、指定管理者制度を含めていろいろと検討してきたところです。サッカー交流公園は、指定管理者制度を新たに導入する施設ですので、仕様書の作成、指定管理料の算出、必要経費の算定、収益につながる自主事業の在り方等様々な観点から検討した結果、今回の上程となりました。導入前にしっかりと時間を掛けて慎重に進めることが今後のサッカー交流公園の運営に必要であったため、時間が掛かったと考えております。

吉永美子委員 資料1について、選定委員は7人ということですね。公募委員は、何人から応募があつて1人選ばれたのですか。また、選ばれる基準はどうされたのか。また、学識経験者とはどういう方々なのかを教えてください。もらえる範囲でお願いします。

石田文化スポーツ推進課長 選定委員は、指定管理者選定に係る規程があり、その規程に基づいて選出しております。市職員4人は、その規程の中で充てられた職員です。公募市民は、8月15日号の市の広報紙で募集しております。募集期間は8月15日から9月9日まで、募集人員は1名ということで募集したところ、1人から応募があり、その方に決定しました。学識経験者2人は、サッカー交流公園はスポーツ施設である点から、市体育協会から1人、山口東京理科大学から1人を学識経験者として設定しております。

吉永美子委員 応募団体について、特定された事業者とA社ということですが、A社はどのような生業をされているところなのかを答えられる範囲でお願いします。

原田文化スポーツ推進課主幹 A事業者は、主に事業所の管理、運営をされている事業者と聞いております。

山田伸幸委員 現在、天然芝のグラウンドは1面しかありません。プロチームが使うとなると、天然芝のグラウンドが複数必要だと言われているんですが、これについては何か提案があったのでしょうか。

原田文化スポーツ推進課主幹 両事業者から1面では足りないという指摘を受けております。しかし、もう1面造るとなると、多額の費用が必要となり、また、場所の選定に時間も掛かります。そのため、事業者から提案は頂きましたが、現状の1面でプロチームの使用に耐え得るような芝の管理をしてほしいとお願いしているところです。

吉永美子委員 資料3の集計表を基に決定されたわけですが、審査項目「I、公の施設の設置目的及び市が示した管理運営方針の理解と整合性について（3点満点）」というところで、要は、理解していないところが1点になるのだと思います。これが3点や2点なら分かるんですけど、A事業者に対しては審査員の一人が「理解していない」として1点を付けているんです。それに対して、レノファ・アクティオ共同体に対しては全員が3点を付けていて、このばらつきが大変大きいのが気になっていますが、担当課としてはどのように考えておられますか。

石田文化スポーツ振興課長 選定委員会は2回開催しております。1回目の委員会の中で選定基準等を協議していただきました。資料2の審査表を御覧いただくと、「*審査基準の要点 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針に対する応募者の認識、事業の指定を受ける期間、責任を果

たしていく取組姿勢を問います。」とあり、採点時に見ていただく部分を書いております。この辺りは選定委員にしっかり御説明した上で審査していただいております。ばらつきがあったことにつきましては、各委員がこの要点をしっかり認識して点数を付けた結果であると考えております。

大井淳一郎委員 資料3について、レノファ・アクティオ共同体の点数のほか、残念ながら選定されなかったA事業者の点数も出ております。以前一般質問等で、「選定されなかった事業者の点数を出すと、その事業者の弱みなどが明らかになるため、出すことはできない」という答弁があったんですが、この度出すように至った理由をお答えください。

工藤企画課長 大井委員からありました一般質問での答弁につきましては、私は存じておりません。昨年度、労働会館においても指定管理者の選定を行っており、本市の指定管理者の募集は1者しか応募がないことが多いわけですが、労働会館のときは2者から応募がありまして、その際にも選定結果につきましては、透明性の観点からこの度と同じ形で公表しているところです。

大井淳一郎委員 今後の指定管理者の更新等でも複数応募があったときは、残念ながら特定されなかった事業者の点数も明らかにしていく方向性であるということで間違いないでしょうか。

工藤企画課長 指定管理者、それから、少し色合いが違いかもかもしれませんが、プロポーザルにおきましても、全応募者に対する結果は公表しておりますので、現在のところその方針を持っています。

大井淳一郎委員 具体的に中身の審査に入りたいと思いますが、A事業者とレノファ・アクティオ共同体を比較すると、大きく差が付いたのは審査項目の「Ⅲ 利用者対応・サービス向上策等について」と、「Ⅳ 施設の

維持管理・保守点検管理の適正について」の二つです。かなり開きがありますが、差し支えない範囲でどの辺りに差があったのかを説明してください。

石田文化スポーツ推進課長 委員御指摘のとおり、審査項目ⅢとⅣが大きく開いております。市として求めたものを御説明します。Ⅲについては、提案業務と自主企画業務の二つが本施設に指定管理者制度を導入するに当たっての一番のポイントだと捉えており、Ⅲの項目になっております。あわせて、サッカー交流公園の一つの特徴は天然芝グラウンドがあるというところだと考えております。そこで様々な大会等が行われておるわけですが、その維持管理も大事なポイントだと考えております。詳しく御説明しにくい部分はあるのですが、ここの部分について、この度選ばれたレノファ・アクティオ共同体の事業計画書を資料に添付しておりますが、例えば、19ページから27ページまでに天然芝の管理に関する基本的な考えがあり、また、作業項目に対する回数については、30ページから34ページまでに具体的な回数が記載されております。あわせて、44ページから52ページまでに施設の管理運営などがしっかり書かれています。また、提案業務や自主企画運営業務についても、54ページから62ページまでに具体的な内容の記載が多くあります。この辺りを各委員がそれぞれの捉え方によって採点した結果、このようになったのではないかと考えております。

大井淳一郎委員 資料7、指定管理と市直営の予算の比較があります。私は、指定管理は経費削減だけがコンセプトであるとは思っていないんですが、委託料を比較すると、天然芝グラウンドの維持管理委託費の増額等が要因で直営より高くなっているんですよ。天然芝の維持管理について、今までよりお金を掛けてでもより良いものにするという必要があって増額に至っている。要は、経費だけがポイントではなかったということなんではないでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 天然芝の維持管理費が増額となっている要因は、芝刈りや施肥の回数増加のためです。仕様書の別表第3にその回数等をお示ししております。先ほど委員からもお話がありましたとおり、天然芝のグラウンドが2面あれば、例えば、養生の期間を持てるなど使い勝手が良くなると思いますが、山陽小野田市立サッカー交流公園には天然芝のグラウンドが1面しかありません。本来、天然芝のことを考えれば使用しないことが一番望ましいのですが、そうではなく、使用した上でしっかりと管理していくことに重点を置いたのでこのような増額となっております。

大井淳一郎委員 天然芝の管理は、これまでは市内業者が一生懸命されてきました。今後の管理については、レノファ・アクティオ共同体が取られたことでどうなるのですか。要は、市内業者の育成にもつながるところなのですが、どのように維持管理されるのか。もうレノファ・アクティオ共同体に全部任せるといふことなんでしょうか。差し支えない範囲でお答えください。

石田文化スポーツ推進課長 天然芝の維持管理をどのように委託されるかについては、市からいろいろと申し上げることはできないと思っております。ただ、この度指定管理者を募集するに当たり、仕様書の中にも地元雇用等について記載しております。資料5、4ページ、「事務従事者は地元からの雇用を優先すること」と記載しております。あわせて、5ページ、8、業務概要の(1)、維持管理及び保守業務のところでは、「自らが行う業務以外については、極力地元の事業者を優先して利用すること。」としております。また、資料6、レノファ・アクティオ共同体の事業計画書の48ページでは、(2)、職員確保の具体策で、「地域経済への貢献の観点から、地域内雇用を優先して行っていきます。」と記載があります。レノファ・アクティオ共同体は、事業計画書にこのように記載していますので、これに沿った雇用や運営をしていただけると考えております。

大井淳一郎委員 地元雇用だけが全てではないんですが、それらがきちんと履行されているかを年度ごとにモニタリングされますか。当たり前のことなので今までもされているとは思いますが、サッカー交流公園の指定管理においてもモニタリングがきちんとされるのかお聞きします。また、もしモニタリングされるのであれば、どのようなペースで、どのような内容でされるのかも併せてお答えください。

工藤企画課長 モニタリングは、指定管理制度を導入している全ての施設について行っております。毎年度、事業が終了した後に1年間どうであったのかについて、担当課がモニタリングを行います。その結果を指定管理者制度を所管している企画課とも共有し、次回の指定管理制度の継続等の参考としているところです。サッカー交流公園についても、他の施設と同様に、そういった形でモニタリングを行います。また、他の施設でも同様ですが、担当課は日常業務の中でこういった内容の管理が行われているかを十分に確認しているものと理解しております。

山田伸幸委員 芝を管理する業者は初めて聞く名前の事業者なのですが、市内での実績等はあるのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 どの資料を御覧になったの質問ですか。

山田伸行委員 事業計画書73ページです。

石田文化スポーツ推進課長 天然芝の維持管理の再委託を予定されている事業者につきましては、市内での実績はありません。

吉永美子委員 レノファ・アクティオ共同体は、天然芝維持管理業務に東洋グリーンを使う計画です。東洋グリーンは、令和3年度に山口市の絆スタジアムの年間管理を行っており、県単位では御縁がある事業者ですけど、

先ほどの地元の雇用のお話は東洋グリーンとの関係ではどうなのでしょう
うか。

原田文化スポーツ推進課主幹 東洋グリーンは常駐するという提案を受けてい
ます。東洋グリーンの方が管理棟に常駐されておられて、また、作業さ
れる方が別におられると思いますので、この辺りで使われることはある
とは思いますが、今のところ詳しい内容は聞いておりません。あ
くまでも管理される従事者が派遣されると聞いております。

山田伸幸委員 この管理実績を見ると、芝の管理が非常に難しいところをやっ
ておられると感心しているんですよ。特に一番上の北海道ボールパーク
は、サッカーや野球でも使われているので、管理が非常に難しいとテレ
ビでやっていました。かなりの技術力を持っていると思うんですが、こ
れについて提案の際に強調されたものはあったのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 天然芝の維持管理につきましては、事業計画書1
9ページ以降に記載されております。「科学的根拠に基づいた芝生管理
の実行」と記載されております。先ほど、天然芝は生き物である旨のお
話ししましたが、芝の状態が良くなるには土の状態等を適切に保つ必要
があります。土の状況を見ながら必要な施肥を行い、水をやり、芝を刈
ることが芝の生育には必要ということです。例えば、20ページにもあ
りますように、土壌化学性、土壌物理性といった科学的根拠に基づいた
芝生の管理を強調されたように思います。

山田伸幸委員 今後に期待することなんですが、今までレノファ山口の選手の
練習は遠目にしか見ることができませんでした。練習が終わった後、ク
ラブハウスに引き上げられるときに少し触れ合える程度でした。地元と
しては、例えば、公開の練習試合を行うなどを希望しますが、そのため
には若干の改修等も必要になるのではないかと思うんです。そういった
ファンサービスや市民がレノファ山口を応援しようという機運を高める

イベントが必要ではないかと思うんですけど、そういった考えはありますか。

石田文化スポーツ推進課長 市としても、せっかくレノファ山口に練習していただいているので、もっと市民と交流してもらい、「レノファ山口がここで練習しているんだ」という実感を市民の皆さんに持っていただきたいと強く思います。レノファ・アクティオ共同体からの事業計画書54ページ以降には、提案業務や自主企画運営業務としていろいろな具体的なものが挙がっております。レノファ・アクティオ共同体は、「新たな利用者層への遡及」、「サッカーと触れ合う機会の拡大」、「サービス拡大と認知向上」の三つを方針として、記載されているいろいろな取組を考えておられ、そして、きっとこれを実現していただけると思っております。これらを実現していただければ、今よりもレノファ山口を感じる場面が増えるのではないかと期待しております。

山田伸幸委員 私はカメラを持って練習を見に行くんですが、初めは撮影などもフリーだったんです。しかし、最近ではカメラの持込みも駄目となってきています。戦術面のことなどいろいろあるとは思うんですけど、試合では撮影したいという方が集まっておられます。例えば、練習試合等にスポーツカメラマンに来ていただいている撮影講座などがあれば、非常に多くの方が集まれるんじゃないかなと思うんです。そういった逆提案はいかがでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 御提案ありがとうございます。来年度からの指定管理者が決定したときには、提案を受けるだけでなく、こちらからも希望するものを提案しながら作り上げていきたいと思っております。

山田伸幸委員 今のスタンドは非常に低くて、試合観戦に向いているのか疑問に思ったりもするんですけど、改修の考えはないんでしょうか。

古川副市長 サッカー交流公園の場所は、工業専用地域であったものを準工業地域にしました。今後、いろいろな形で手を加えていくという前提の下に用途地域を落とした経緯もありますので、今後、議員が言われたことについても検討していくことになると思います。

大井淳一郎委員 例えば、J1クラスのチームと練習試合を組むことは、レベルの差を体感していただけると同時に、一流選手を見ることができるので集客にもつながります。また、物販の販売が可能になるということで、やはり改修などスペースの問題をしっかりとやっていかなくちゃいけないと思うんです。A事業者とレノファ・アクティオ共同体の大きな差の一つが集客力やサービス向上の差だと思うんです。その辺りについて、レノファ・アクティオ共同体からはどのような提案があったのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 委員が言われたような提案は、レノファ・アクティオ共同体のプレゼンテーション中にはありませんでした。お配りしている事業計画書の中に書いてあるものが、現在、御提案いただいている内容です。

大井淳一郎委員 今後、市から提案もするということですので、委員の発言も参考にしていただければと思います。気になるのは、レノファ・アクティオ共同体によってサッカーに関するコンセプトはどんどん進んでいくと思うんですが、もともと市はサッカーも含めた「スポーツによるまちづくり」を目指していると思うんですよ。今回の指定管理者制度の導入によって、そのコンセプトから外れてサッカーに特化した場合、サッカーに興味がない人たちとは少し距離感が出てしまうのではないかなと思うんです。市がもともと持っているサッカー交流公園に対するイメージからかけ離れていくのではないかなという懸念があるんですが、これについてはいかがですか。

石田文化スポーツ推進課長 サッカー交流公園は、スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を促進し、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らし、活力と笑顔あふれるまちづくりに寄与することを目的とする施設です。サッカー交流公園は、名前にサッカーと付きますので、どうしてもサッカーが前面に出てきがちですが、サッカーに限らずいろいろなイベント、いろいろなスポーツでもどんどん使用していただいて、また、講座等も開催して、人が集まる施設にしたいという思いは変わっておりません。レノファ・アクティオ共同体は、サッカー交流公園の設置目的やこの度の指定管理者制度の導入の事業目的をしっかりと認識された上で、「集いつながる笑顔あふれる公園に」というコンセプトを持って運営されるという事業計画を頂いております。サッカーだけに限らず、例えば、スポーツが苦手な子供であっても参加できるようなイベントを開催すれば、サッカー交流公園に足を運ぶ機会につながりますので、そういった形でのサッカー交流公園の運営を今後も変わらず希望していきたいと思っております。

白井健一郎副委員長 まず、レノファ山口を山陽小野田市のシンボルとしてどう捉えるかというのが1点目です。2点目は、このサッカー交流公園を地域スポーツの拠点としてはどうかという話が出たんですけど、（発言する者あり）一問一答ですね。まず、レノファ山口を山陽小野田市のシンボルとしてどう捉えるかという点について、私の考えを述べた上でお話を聞きたいと思えます。私は、コロナ禍前の3年間ぐらいレノファ山口のホームゲームにはほぼ毎試合行くぐらいのファンです。日本のサッカーは、Jリーグが1993年にできて以来、100年構想を掲げています。この100年構想とは、単にJリーグが100年間続くだけではなく、地域スポーツとして地域に根差したスポーツの中心としてのサッカー、その中心としてのJリーグのサッカークラブを目標にしています。その点から、山陽小野田市にはレノファ山口をととても大切にしてもらい、スポーツの拠点にしていただきたいです。もう一つ理由としては、レノファ山口は山陽小野田市のスポーツのシンボルとして全国的に知名度が

ありますし、レノファ山口がなければ山陽小野田市の屋台骨が崩れると言っても過言ではないと思います。市は、「レノファに会えるまち山陽小野田市」と掲げていますし、そういう点でレノファ山口を山陽小野田市のシンボルとしてどう捉えるのかについてお聞かせください。

石田文化スポーツ推進課長 市には様々な地域資源があります。その中の一つがレノファ山口と捉えております。レノファ山口は、山口県唯一のプロのサッカーチームで、レノファ山口が持つ集客力や情報発信力は、市としても当然活用すべき資源であると考えております。そういったプロサッカーチームが、市のサッカー交流公園を日々の練習拠点としていることについては、県内全ての市町がホームタウンとなっている中で山陽小野田市の大きな地域の特性だと考えております。引き続き市の課題解決に向けてレノファ山口が持つ資源を最大限活用させていただいて、市民とともにレノファ山口を盛り上げながら、山陽小野田市の特性を最大限市内外にPRしていきたいと考えております。

松尾数則委員長 副委員長、指定管理の質疑をお願いします。（「内容の範囲内です」と呼ぶものあり）

白井健一郎副委員長 今回、レノファ・アクティオ共同体が指定管理者に決まり、先ほど得点の話がありましたが、この会社はレノファ山口の企業体の一つで、本市やレノファ山口本体との意思疎通やこれまでの長い付き合いがあって、レノファ山口の関係会社に任せようという判断は非常に常識的なものであると思っているんですけども、この点はどう思われますか。

石田文化スポーツ推進課長 この度、指定管理者を募集したところ、2団体から応募がありました。応募事業者に対しては、指定管理者を決定するに当たってのプロセスを一つずつ積み重ねる中で、最終的にレノファ・アクティオ共同体が候補者になり、この度の議案を上程しております。

白井健一郎副委員長 私は、サッカー交流公園は地域スポーツの拠点とすべきだと思っています。そして、この地域スポーツは、サッカーに限らないほうが良いと思います。まず、Jリーグはサッカーで知られていますが、例えば、新潟アルビレックスはバスケットボールチームを持っていたと思いますし、ほかにもサッカーに限らず地域スポーツの拠点としてJリーグがクラブ経営しているところはかなりあると思うんです。指定管理料が5年間で3億数千万円ですね。これでは、例えば、他のスポーツをしている方が、「なぜサッカーだけそんなにひいきするんだ」と言っても分からなくはないですから、他のスポーツへの可能性も残しておいて、いろいろと可能性を広げてほしいと思っていますが、どうでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 サッカー交流公園は、先ほども御説明しましたが、サッカーに限らずいろいろな人々が集まって、そこから笑顔が生まれる施設にしていきたいと思っています。

白井健一郎副委員長 先ほど天然芝の話がありました。天然芝のグラウンドが1面しかないのもう1面増やしたらどうかという提案もありました。これはサッカーの1年間の順位は、私は3年間通い続けてきたので分かってきたんですが、そのときの戦術や選手の優秀さよりも、サッカーチームの経営規模、企業としての力が問われるんです。最終順位を見たらよく分かるんです。だから、毎年、レノファ山口の選手たちは、「今年こそJ1に行くぞ」と言っているんですが、J1に行くだけの経営規模が伴わないと、仮に行けても1年で落ちたりします。天然芝の問題もいきなり造るかどうかを相談するよりは、一步一步積み重ねる作業がすごく大切だと思うんですが、天然芝の問題をどう思われますか。

原田文化スポーツ推進課主幹 サッカー場によって芝生の特徴があることは存じております。刈り高の高さ、1ミリメートル単位で、プロのサッカー選手は、「ボールの走りが違う」とおっしゃいます。水をまくだけでも、

「走りが違う」とおっしゃられることがありますので、毎試合スタジアムが変わると、1週間ごとに変わるということであれば、そのような状態にした状況で練習していただければ、レノファ山口の勝敗もかなり変わってくると思うんですけども、なかなかその全てを満たすわけにはいかないところもあります。1面ではありますが、コート自体が広いので、位置を変えたり線の枠組みを変えたりすれば、いろいろなタイプの芝生の状態が作れるので、併せて圃場の整備をしていければと思っております。

松尾数則委員長 換気のために10分休憩して、11時30分から再開します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

松尾数則委員長 休憩を解きまして審査を続行します。確認ですが、芝を管理する東洋グリーンは常駐されるんですね。

原田文化スポーツ推進課主幹 提案の中では常駐されると聞いております。

松尾数則委員長 そのように認識していいですね。（「問題ありません」と呼ぶものあり）質疑を受け付けます。

大井淳一郎委員 以前から利用者が車のスピードを出したまま施設の敷地内に入ってくるなどのトラブルがあります。今までは再任用職員が間に立っていたんですが、レノファ・アクティオ共同体は指定管理者になるに当たって、引き続き市として安全管理に努めるよう助言や指導されるのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 来場者、利用者等のトラブルは、当然、指定管理

者だけに任せるつもりはありません。施設の所管は文化スポーツ推進課なので、情報を共有しながら必要に応じて担当課も出向いて対応することがあると思いますので、ケース・バイ・ケースで対応していこうと思っております。

山田伸幸委員 サッカー交流公園の立地条件が以前から問題になっています。海のそばなので、これから西風が非常に強くなるんです。レノファ山口から施設の立地について改善の申入れや対処の要求はありますか。

石田文化スポーツ推進課長 たしかに、海風等が吹く立地にはなっておりますが、レノファ山口から立地についての要望や苦情は受けておりません。

奥良秀委員 資料3の集計表ですが、残念ながらA事業者は駄目だったということですが、A事業者は、そもそも指定管理者として、こういうグラウンド等々の管理をどこかで行われているのでしょうか。答えられるかどうかも含めて教えてください。

原田文化スポーツ推進課主幹 A事業者の情報をお答えすることは控えさせていただきます。

奥良秀委員 レノファ・アクティオ共同体の資料を見ると、ほとんど完璧で、やはり専門的すごいです。実際にこれだけ評点に差が付いたということは、A事業者のほうはそういうことができていなかったと思うんですが、そこは言えないということは分かりました。次に、レノファ・アクティオ共同体の事業内容について、先ほど委員から「公園の名称にサッカーが付いているから、サッカーの事業に特化しているのではないか」という話があったんですが、サッカーだけをやると、山陽小野田市の市民は「サッカーしかやらないのか」と思います。事業内容を見ると、健康のための体操などが書いてあるんですが、その他の種目ができるのか、レノファ・アクティオ共同体にノウハウがあるのか。例えば、天然

芝であれば、できるとしたらラグビーぐらいとは思いますが、ほかにどのようなことができるという提案は、これ以外にも何かあったのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 天然芝グラウンドを使ってのいろいろなイベントですが、56ページに天然芝を使って朝ヨガなどの新たな取組を提案いただいております。

奥良秀委員 どれだけ山陽小野田市民に浸透しているのかは、数値では分からないと思うんですが、やり方次第だと思うんです。実際、山陽小野田市のスポーツの中で何が多いかというグラフがありましたが、その中では野球などが多いんです。「レノファに会えるまち」という垂れ幕が商工会議所にあった気がします、サッカーにも目を向けさせたいのが市の姿勢だと思います。この度のワールドカップでも、4人ぐらいの選手を輩出しているクラブチームもあるんです。そういうことを目指すのであれば、もっと市民と選手が近づける企画を作っていただきたいし、市からもプッシュしていただきたいと思うんです。指定管理者なので年度ごとに評価されると思うんですが、どこまで口を出せるもののでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 先ほど、指定管理者の業務については、モニタリングを行うと御説明しました。その中で事業計画書に基づいた事業展開ができていのかどうかをしっかりと確認したいと思います。加えて、新たに市からの事業の要望につきましても、指定管理者と良好な関係を保ち、いろいろな意見交換等をする中で展開していただきたいと思っております。

奥良秀委員 何年か前に1億円掛けてクラブハウスを作られました。そのときにもいろいろな議論がありましたが、お金を掛けてクラブハウスを造って、選手が来てくれて、市民と交流ができていのかと言えば、まだお金を払ったメリットがない気がするんですよ。今後、もっと交流する機会

を作っていたきたいと思うんです。議員も行動しなければいけないかもしれませんが、執行部にはもっといろいろな先進地を見ていただいて、どうすればサッカーの認知度が上がっていくかを考えていただきたいです。サッカーだけでは駄目なのでしょうが、この公園はサッカーがメインですね。視察などのお考えはあるのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 この度のサッカー交流公園における指定管理者制度の導入に当たり、近県を視察する予定はありました。例えば、広島県の吉田のサッカー場はサンフレッチェ広島の練習場となっております。岡山県の政田サッカー場はファジアーノ岡山の練習場です。本来であれば、この二つの施設には指定管理者制度導入に当たって視察に行く予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、残念ながら視察には行けておりません。今後につきまして、他のサッカー場がどういう運営をされていて、どのように地域と関わりを持っているのかという点にとっても興味がありますので、また視察に行ける状況になれば、その辺りの施設を見学に行って、いろいろな情報を仕入れて、それを還元したいと思っております。

奥良秀委員 この度の指定管理者が決まれば、「レノファ」という名前が付く傘下の事業者が入るということで、レノファ山口がぐっと近づいてくるんじゃないかと思うんですよ。そうであるならば、練習試合に観客を入れるなどいろいろな楽しいイベントもあるでしょうけど、例えば、ファン感謝デーなどは山陽小野田市では全くしていないと思うんですよ。その辺を強引にでも引っ張ってくるように力を出していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

古川副市長 サッカー交流公園につきましては、旧小野田市時代に県が東沖団地を県立サッカー場として整備し、その後、令和3年4月に県の行政改革の中で唯一、市に移管していただいたものです。そのときに、人工芝、天然芝等を整備していただいた中で、本来であればもう少し早く指定管

理という話もありましたが、担当課長が申したとおり今回の上程に至ったということです。先ほど来、レノファ山口は山陽小野田市にとってどういう位置づけかという質疑もありましたが、やはりイメージカラーのオレンジの一つですし、「レノファに会えるまち」というキャッチフレーズを作っていますので、今後、もし本会議で可決されましたら、先ほど山田委員や奥委員がおっしゃられたようにレノファ山口が見えるようないろんな取組をお願いしたいと思います。また、「議員からこういう意見があった」と先方に強くお願いしたいと考えていますので、意見がございましたら御提案いただけると幸いです。

奥良秀委員 相応の指定管理料を払いますので、やはり両者がウィン・ウィンにならなければならないので、是非ともその辺りに力を入れていただきたいと思います。

大井淳一郎委員 現在、市がクラブハウスを建てて、レノファ山口からは賃料を受け取っています。この議案が可決された場合、この賃料は今後どうなるのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 クラブハウスは、現在、普通財産としております。そのため、この度の指定管理者の業務の中にクラブハウスのことは入れておりません。今後の取扱いにつきましては、維持管理も含めてどうしていくかを検討する予定としております。今後もレノファ山口が使用することは変わらないと思っておりますので、同じように賃料が発生すると考えております。

大井淳一郎委員 ネーミングライツについて、現在の愛称は、「おのサンサッカーパーク」ですが、指定管理者の指定によって何か変更があるのでしょうか。当然、契約期間中は「おのサンサッカーパーク」ですが、期間満了後に何か検討される予定はありますか。

石田文化スポーツ推進課長 ネーミングライツについて、現在、「おのサンサッカーパーク」という愛称で施設を運営しております。指定管理者による運営がスタートすることになりましたら、ネーミングライツパートナー事業者にはその旨をお伝えしたいと思っております。それを受けて名前が変わることは恐らくないのではないかとと思っておりますが、その辺りは細やかな対応をしていきたいと思っております。

山田伸幸委員 先日、テレビで夕方のニュース番組を見ておりましたら、レノファ山口の選手たちが来年の確定申告に向けて説明を受けているというニュースがありました。よく見るとサッカー交流公園の研修室だと分かるんですけど、よく見ないと分からないんです。グラウンドで練習している風景もいろいろな場面で流れているんですけど、これが山陽小野田市にあるということが分からないんです。何か工夫して、ここが山陽小野田市のサッカー交流公園だとわかるようにできないものかと思っております。山陽小野田市でやっていることが分かるような工夫も必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 たしかに、いろいろな媒体でサッカー交流公園が映っております。市が所有する施設で、格好のPRの場と認識しておりますので、御提案については前向きに取り組んでいきたいと思っております。

奥良秀委員 私もぱっと見てどこか分からないところがあって、よく見ると山陽小野田市だったということがあるんです。サッカーでインタビューを受けられるときに、後ろに……（「コマーシャルバック」と呼ぶ者あり）ああいったものは、用意するのに多分そんなに時間が掛からないと思っておりますので、例えば、山陽小野田市という文字が入っているものを作ればいいとは思っています。そんな高いものじゃないと思っておりますので、使えたらいいと思うんですけど、いかがですか。

原田文化スポーツ推進課主幹 現在もおのサンサッカーパーク用のバックパネルを作っていただいています、まだまだうまく使えていないことがあると思いますので、必要に応じて作成してPRしたいと思います。

吉永美子委員 アクティオ株式会社のことを今回初めて知りました。資料を見ると、施設管理等を生業とされている会社で、やはりそこにレノファ山口が付くことで点数が大きく差がついたのではないかと認識しています。本会議で可決されれば、指定管理となるわけで、資料7、指定管理料の算出について、収入は大きければ大きいほど良いわけですが、利用料金収入は現在900万円で、指定管理となった後は80万円アップとなっています。このように算出した根拠を教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 どのように利用料金収入を算出するかについては、かなり悩みました。移管を受ける前と移管を受けた後で利用料金が変わっておりますので、収入金額を単純に比較することができなかつたので、平成30年度、令和元年度、令和2年度、そして、移管される前の利用料金を新しい利用料金に換算して金額を算出しました。また、令和3年度に移管を受けてからの収入が実績として出ておりますので、その辺りを勘案して980万円と算出しました。

吉永美子委員 指定管理によってどういう形で収入が80万円上がると考えておられるのか、もう少し具体的に教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 まず、天然芝のグラウンドの利用料金について、県が所管していたときは1時間当たり1,330円でした。これが市に移管され、1時間当たり1,950円になり、金額が上がっております。新型コロナウイルス感染症の影響で施設の閉鎖等もしましたので、利用料収入としては減っているんですが、移管後には利用料金を上げておりますので、その辺りの判断が難しいところではありました。ただ、令和3年度の実績額が960万円弱ありました。その辺りも踏まえて、98

0万円とさせていただきます。

山田伸幸委員 市内の集客能力が高い施設の一つとして、花の海があります。

また、竜王山公園も全てのサイトが埋まることがあります。そういったところとの連携でもっと集客できるし、市のイメージアップにもつながるんじゃないかと思うんですが、何か連携を考えておられるでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 現在、シティセールス課が市内を周遊する企画等をいろいろ行っているところです。竜王山公園、江汐公園、花の海など市内各地に点在している観光地や人が集まる場所の中にサッカー交流公園も入れ込んで、本市を訪れた方がいろいろなところに行ってお楽しみする仕組みづくりを関係課と連携して進めていきたいと思っております。

山田伸幸委員 障がい者のサイクリングスポーツともうまく連携していただきたいです。海沿いの道をずっと走るようなイベント等も考えられると思います。多面的に市のイメージアップを図る大きなきっかけになっているので、レノファ山口にも協力を依頼すると良いんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課はサッカー交流公園を所管しており、また、パラサイクリングによるまちづくりも所管しております。日本パラサイクリング連盟とも協定を結んでおりますし、レノファ山口とも協定を結んでおります。両方の担当課になりますので、その辺りはいろいろ連携を取る中で地域の交流やにぎわいがいろいろなところへ創出できるような取組を前向きにやっていきたいと思っております。

大井淳一郎委員 指定管理料と市直営予算の比較表の中で御説明があったかもしれませんが、その他収入である自動販売機の設置や自主企画事業について説明していただきたいと思います。

原田文化スポーツ推進課主幹 現在は直営でやっておりますので、市と自動販売機メーカーが直接契約しておりますが、この辺りも含めて自主企画運営事業ということで、新たに決まる指定管理者にお願いしようという予算を組んでいるところです。

大井淳一郎委員 新たな指定管理者にお願いするということですが、今後の自動販売機の収入はどうなるのでしょうか。

原田文化スポーツ推進課主幹 市としての収入は減ることになります。ただ、そのために電気代が掛かっておりましたが、今後は掛からなくなります。

吉永美子委員 レノファ・アクティオ共同体が指定管理者になり、いろいろなことを頑張っていていただく中で利用者が増えていくというところで、収入は80万円以上増えないのでしょうか。資料の中にもありますが、令和3年度の実績は960万円弱ということで、実績に比べて大して上がっていないんです。もう少し上がるのではないかと思うんですが、納得できるように御説明ください。

石田文化スポーツ推進課長 利用料金収入ですが、令和3年度も多少新型コロナウイルス感染症の影響を受けております。今後も新型コロナウイルス感染症が完全に落ちついて影響がなくなるかどうかはなかなか読みづらいところではあります。それに加えて、指定管理者がいろいろな企業努力、運営努力をされて利用料金収入が増えることも想定されます。ですので、980万円という金額がどうかという疑問は十分理解できますが、何分、今後の利用料金収入がどうなるかはなかなか算定しづらい状況です。仮にこれが増えたとしても、指定期間である5年間は見直すことはないと考えております。

大井淳一郎委員 審査集計表の考え方について、恐らく企画課の所管だと思うんですが、現行、合計の最低点、最高点、異常値が出た場合を外してい

くことは分かります。やはり気になるのは、A事業者とレノファ・アクティオ共同体の合計点を見ると、審査員Dと審査員Fの差がすごく大きいんです。審査員Dが47点、審査員Fが51です。もちろん一生懸命審査されているんですが、やはり合計の最低点、最高点だけではなく、大きな差を付けた審査員も少し考慮しないといけないと思います。以前、別の事業で逆転現象がありましたので、これは少し考慮する必要があると思うんですが、今の指摘を受けてどう思われますか。

工藤企画課長 御指摘のあった点につきまして、この度は逆転現象が起きない点数でした。その上で、たしかに開きが大きいところはあるかと思えますので、今後における検討課題とさせていただきます。

松尾数則委員長 質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、議案第90号山陽小野田市サッカー交流公園の指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成により本議案は可決すべきものと決しました。それでは午後1時から再開しますので、よろしくお願ひします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

松尾数則委員長 休憩を解きまして、審査を続行します。次は、議案第87号山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定について審査します。まず、執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 議案第87号山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定について御説明します。この度の条例は、市内内科医師の高齢化や患者数の減少により、当該診療所での内科診療の維持が困難になってきたことから、令和5年3月31日の診療をもってその役割を終え、翌令和5年4月1日に廃止するものです。最初に、この度の廃止に至るまでの経緯について、急患診療所を含む本市の一次救急体制の実情を踏まえて御説明します。本市の一次救急体制、いわゆる通常診療時間外の軽症の救急患者の診療体制については、この急患診療所及び日祝日の在宅当番医体制を市医師会などに依頼して実施しています。また、小児科については令和4年10月から、宇部市、山陽小野田市両医師会の協力の下、広域体制で実施しています。これら一次救急体制については、今までも時代の移り変わりの中で様々な課題が出てきており、その都度調整を行いながら体制を確保してまいりました。特に平成30年度末には、市医師会から、主には外科系当番体制等に関する要望書が出され、この頃から医師の高齢化や減少が進むことを見据え、一次救急体制を継続的・安定的に確保していくにはどのようにすればよいのかを現在も近隣市や関係医療機関と協議を重ねているところです。その中で、小児科対応が宇部市、山陽小野田市とも「待ったなし」の状況に陥ったため、小児科一次救急診療については、令和4年10月から宇部市休日・夜間救急診療所での広域対応を開始したところです。急患診療所における平日夜間診療に関しても、今までも費用対効果や医師の負担の観点からその在り方について検討を重ねてまいりましたが、この度、市医師会からも「高齢化等により内科医を出務させることがより一層難しくなっている」との声もあり、更に患者数が減少していること等、当該診療所での内科診療の維持が次第に困難になりつつあることから、令和5年4月1日に山陽小野田市急患診療所を廃止するものです。また、現行の条例は、第7条に手数料の規定がありますが、条例廃止後の令和5年4月1日以降に診断書などを求められた場合に、条例廃止後もこの第7条の規定が適用されるよう附則を設けました。この条例の施行日は令和5年4月1日です。なお、急患診療所廃止後に関しては、市医師会及び

市内公的3病院と様々な議論を行ってきた結果、新たな一次救急医療体制は構築せず、まずは、夜間急病時等に24時間体制で看護師等に電話で相談できる仕組みがあること、具体的には#7119等ですが、これら仕組みをしっかりと市民に周知してまいりたいと考えています。その上で急病のために受診が必要な方については、今までどおり各病院の夜間体制の中でカバーしていただく予定です。現在、急患診療所での平日夜間診療の患者数はゼロ人という日も多く、一日平均1人を割っている状況であり、市内の救急病院に対応をお願いするようになる患者数も、一日平均1人増える程度と見込んでいますので、市内公的3病院においても急患診療所の廃止については同意いただいているところです。なお、急患診療所廃止後に予定している医療体制については、同じ医療圏である宇部市や美祢市でも、現在、既に同様の形で実施されております。救急体制については、今なお様々な課題も残っていますので、市医師会及び関係医療機関との協議を重ねながら、今後も安定的、継続的に確保する方法を模索していきたいと考えています。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 以前、小児科の広域対応のときには、現状と今後こうなるという比較図を示していただいたんですが、今回資料がないですね。口頭では説明していただいたんですが、何か資料があれば提示していただきたいです。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現在行っている急患診療所での平日夜間体制は、条例廃止後にはなくなりますので、特に資料は作成しておりません。

大井淳一郎委員 内科に限ると思うんですが、確認の意味も込めて急患診療所の現状を教えてください。

藤本健康増進課主幹兼健康管理係係長事務取扱い まず、現在の急患診療所の診療体制から御説明します。現在、市の急患診療所は、月曜日から金曜日までの平日夜間の19時から22時30分まで開院しております。出務するスタッフにつきましては、医師、看護師、薬剤師、医療事務が1人ずつ、計4人体制で行っております。

大井淳一郎委員 今回、市の急患診療所がなくなることで、今後は、宇部市琴芝にあるところで広域対応すると理解してよろしいでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 平日夜間の診療に関しては、広域対応ではありません。分かりにくい説明になるかと思いますが、宇部市とは小児科に限らずいろいろな診療科について広域体制に向けての協議を行っておりますが、そもそも宇部市の救急診療所には平日夜間の内科体制がありません。そのため、この部分の広域化という議論は初めからありませんでした。

大井淳一郎委員 宇部市の協力はないわけですから市内で対応すると。説明の中で各病院の夜間体制で対応していくとありましたが、この中身を具体的に教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 正確に申しますと、宇部市の救急病院に行く方もおられると思いますので、市内だけという表現にはならないと思います。現在の体制について、例えば、市内3病院を例に御説明すると、各病院が夜間診療の看板を掲げているわけではありません。しかし、医療の使命と申しますか、本当に救急の患者がいる場合にはどうにか対応していただいている状況です。ここ数年の実績等も見せていただきましたが、やはり何名かに対応していただいているので、これまで平均1人來られていたであろう急患診療所の患者は、今後はそういった救急病院で診ていただくようになる状況です。

山田伸幸委員 以前、医師に聞いたことがあるんですけど、インフルエンザの季節になると、非常にてんてこまいになるという話も聞いています。これまではインフルエンザの対応は必要なかったかもしれませんが、これからの3か月ぐらいはインフルエンザの対応も必要になってくるんじゃないかと思います。冬期の対応について、今までのデータから見られてみて、いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 冬期の患者の利用状況につきましては、コロナ禍前は、インフルエンザの期間には急患診療所での患者数も多かったと認識しております。今後、先ほど述べた体制になったときに懸念されることは、インフルエンザ等がはやったときに、市内でいえば3病院に行かれることで逆にその医療がひっ迫しないかということです。これは実際にそのときになってみないと分かりませんが、各病院に現状を伺ってみると、インフルエンザの患者にも対応している、また、事前に電話を掛けたときに、朝まで待てる患者には診療時間内での受診を促すことで対応されていると聞いておりますので、その体制で診ていただくようになるかと考えています。しかしながら、もしこの体制で新たな課題が出てくれば、医療機関とともにその後の対応を考えていくようになると思います。

吉永美子委員 先ほど#7119の周知を行うと言われたんですけども、#7119の効果と実績を教えていただけたらと思います。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 #7119は山口県の事業です。県内のほとんどの市町が参加している状態で、毎月、市町ごとの実績を頂いております。月によって差はありますが、山陽小野田市の利用者が40人前後と記憶しております。この効果は、まず、困ったときの連絡先として利用されていること、そして、軽症患者が最初から救急車を呼んで救急病院に搬送されることを防いで、消防が重症患者の救急搬送や治療に当たることができることです。消防に確認したことがありますが、やはり#

7119が導入されてから簡単な相談の件数は減少してきていると聞いていることから、それなりの効果があると思っております。一方でどのくらいの方が知っているかに関しては、全数調査をしたわけではなく、病院から聞いた範囲になりますが、やはり周知が行き渡っていないということでした。ここは本市の課題だと感じておりますので、まずは24時間体制で看護師等が相談に乗ってくれる体制があることをしっかりと周知してまいりたいと思っております。

吉永美子委員 #7119の周知は今後もしっかりと行っていきたいと。つまり、まだ周知されていないと言われているんですが、他市がどのように周知されているかも含めてどのような方法が効果的に周知ができるか、どう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

藤本健康増進課主幹兼健康管理係係長事務取扱い 現在考えている周知内容を御説明します。以前の小児一次救急の広域化のときにもかなり広く周知しました。ホームページ、広報誌、SNSではフェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINEを活用して周知していきたいと思えます。また、#7119のお話が出ましたけども、来年早々にカードサイズのマグネットを県から頂いて、各御家庭にお配りしようと考えております。それ以外にもチラシ、ポスターなどをなるべく広く皆様の目に届くようにデジタル、アナログの両面から周知していきたいと考えております。

吉永美子委員 薬局などにも周知するなどいろいろな手法があると思うので、是非工夫していただいて、市民に広く理解してもらうことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 御提案いただきましたように、多くの方が行かれる薬局などの医療機関にも掲示等をお願いしようと思えます。

奥良秀委員 #7119を周知されるというお話なのですが、私も何回かこれを使わせてもらったことがあります。言い方が悪いかもしれませんが、たらい回しになること、また、消防から説明を受けた病院に電話を入れると、「話が来ていません」と言われることが実際に起きているんですよ。もし進められるのであれば、そういったことがないようにお願いします。今回の急患診療所廃止の件は、市の医師会で内科医がなかなか見つからない、高齢化が進んでいるという事情もよく分かっています。ただ、やはり市民の安心安全を守るためには、適切なものを教えて、守れる命を守っていただきたいと思います。#7119の周知の推進に当たっては、これは県の事業なのでよく御存じとは思いますが、今一度それがどういったものかを調査していただきたいと思います。先ほど申した実態があることを私は強く言いたいし、きちんと調べていただきたいと思います。これが本当に市民にとって良いものだから県は進めているとは思いますが、より良くしてもらえるようにお願いしていただきたいと思います。いかがですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 今のような実情は、#7119を行っている側に聞いて分かるものではありません。そういう声を頂きながら、県などを通じて、「こういう課題を市民から聞いています」とお伝えしてきたいと思います。

奥良秀委員 #7119でどうしようもできなくなったら、最後は救急車なんですよ。結局、#7119を使うことで、救急車を呼ばなくていいケースで、かえって救急車を呼んでしまうこともあるんで、その辺はきちんと調べていただきたいと思います。市に内科医が不足していることはよく分かっていますが、私も夜間に病気になったことがありますので、急患診療所にも何回か行って、助けてもらったことがありますので、是非とも夜間に病気になった市民が迷わないようにしていただきたいと思います。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ホームページなど並行していろいろな情報提

供ができるようにしているところです。PRになるかもしれませんが、救急にもいろいろな度合いがありますが、どうしたらいいか判断に迷うときは、「Q助」というフローチャートが見られたり、「こういう症状のときにはこうしたらいい」というものを小児関係についても見やすい形で出したりしているつもりです。御覧いただき、探しにくいなど何か御意見があれば頂きたいと思います。また、先ほど申しましたように、#7119の課題は県にも伝えていきたいですが、市民の方に間違えていただきたくないのが、本当に緊急を要する場合は、#7119ではなく119番をしていただくということです。ここは遠慮せずに利用していただきたいと思いますので、最後に申し添えます。

大井淳一郎委員 私も公式LINEを登録しましたが、先ほど説明があったように、通知がダイレクトに飛び込んできました。担当は違いますが、有用性があると思いましたが、公式LINEも周知もしていただきたいと思います。現在、急患診療所の患者は、一日平均で1人を割っているのが実情ですが、これからはインフルエンザが流行すると考えられます。急患診療所を廃止した後に突発的なことが起きた場合には医療機関と相談するという答弁もあったんですが、これは今年だけの話ではないので、やはり想定しておかなければいけないと思います。対応策を具体化しておく必要があると思うんですが、現時点ではどのような対応策を考えておられるでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほど、「課題が出てきたら」と申したのは、インフルエンザ患者が急に増えたときではなく、その後に本当に対応できない状況に陥ったときという意味でお伝えしました。インフルエンザの対応につきましては、夜間に関して特に手厚い具体策を考えてはおりません。恐らく、電話の段階で病院がある程度トリアージをするものと思っております。本当に夜間に診察しないといけない状態なのか、朝まで待っていただける状態なのか。トリアージである程度対応していただけるものと考えております。

大井淳一郎委員 心配なのは、ほとんどの患者に対して、「大丈夫ですから家にいてください」という対応では困るわけです。適切に判断して、大変な病気のとときにはしかるべき医療機関に掛からなければいけないと思うんです。実態としてトリアージはうまく機能しているか、お分かりですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 トリアージがうまくいっているかどうかを患者側にお話を聞くことはできませんので、病院からのお話ということになりますが、急患診療所でもそういう説明をすることはあると聞いております。その中では、「翌朝になって通常の診療で受診してください」という対応で大体落ち着いているとは聞いております。一部の情報かもしれませんが、把握しているものは以上です。

松尾数則委員長 救急病院というお話がありました。救急病院とは、例えば、救急車で運ばれる先の当番医の話ですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 医療の仕組みは複雑なので、少し御説明します。救急医療病院と表現したものは、正式には「救急告示病院」というものです。市内では、日赤病院、市民病院、労災病院がこの「救急告示病院」に当たります。二次救急の輪番病院とは別のものですが、山陽小野田市民病院と労災病院は、二次救急の輪番も行われています。また、日赤病院はサポート病院という位置づけの側面もあります。二次救急とは、救急車が来たら対応できる体制を取っており、当番制で対応されていますので、当番日には救急車で搬送された患者をできるだけ対応するという位置づけです。それに対して、私がお話しした夜間に行かれていますものは、当番日以外でもその病院の診察できる範囲で行っていただいているものです。

松尾数則委員長 当番医に診てもらえるのは午後5時ぐらいまでですね。民間

の当番医は、大体午後5時ぐらいで終了しますよね。午後9時ぐらいまで診てくれますか。

藤本健康増進課主幹兼健康管理係係長事務取扱い 通常の外来が終わって、普通は午後5時を過ぎたあとの一晩中を二次救急の当番医の時間帯と言います。

松尾数則委員長 例えば、午後5時や6時に病気になる人もいると思うんですよ。そういうときの対応をどうするのかを知りたいんです。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 診療時間外ということですね。その時間帯に当番制で二次救急の当番を組んでおられるとお考えください。

松尾数則委員長 それしか手段がないんですね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほどもお伝えしましたが、あくまでもそれは救急車で運び込まれるような患者についての当番日ですので、手段がないというよりは、そういう体制を取っていただいているものと認識しております。

白井健一郎副委員長 急患診療所廃止後は、一次救急の内科診療は病院の善意に任せるという発言があったと思うんです。言葉は少し違ったかもしれませんが、要は、医師の責任として、患者が来たら時間外でも善意で受け入れざるを得ないんだと。その善意に頼らざるを得ないということをおっしゃったと思うんですが、医師の善意に頼る形でいいんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 善意に頼るという表現は、少し違うと思います。急患診療所の成り立ちをお話します。もともと急患診療所はありませんでした。夜間の患者がそれまでどうしていたかという、例えば、市民病院、労災病院、日赤病院に行かれていました。ただ、勤務医の先

生方は、病院での勤務がかなりある中で夜間の外来にそれだけ時間を割かなくてはなりません。そういう状態が続くと、今度は病院の業務に非常に支障が出ることから、市の医師会がその負担を少しでも減らそうと急患診療所を立ち上げ、各病院に直接に行く患者を1人でも2人でも減らすために急患診療所でカバーしようという流れからできたものです。時代の流れの中で、今度は急患診療所を運営する内科医が高齢化し、端的に申せば、「最初の状態に戻った」という表現になるかもしれません。私どもが市内3病院の医師ともお話しした際にも病院の勤務状態が非常に大変であるということは聞いております。ですから、まずは先ほど申しましたように、#7119を利用していただいて、その上で夜間対応しないといけない方がうまく市内の救急病院に行くような仕組みを作っていきたいと思っております。

白井健一郎副委員長 ある程度理解できました。ありがとうございます。

吉永美子委員 市民病院等の負担を減らすために医師会が立ち上げたということなんですが、立ち上げられた当初、患者数は多かったんですか。仮に多かったなら、なぜ今は一日平均1人を割る状況になったのか、お知らせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 立ち上げが平成22年1月ですから平成21年度ですね。平成21年度の日平均の患者数は約3.3人です。その後、2人から3人になりました。それから、患者数が増えなかったため、赤字が増えて、一時期は出務する医師等の給料を減算させていただくこともあったと聞いておりますので、患者数としてはそんなに多くありませんでした。ただ、1人、2人でも、病院側からは「ありがたかった」という声も聞いたことがあります。

吉永美子委員 決して最初は10人いたなどではないことは分かっているんです。しかし、一日平均で二、三人いたのが、今では1人を割っていると

いうことは、ほかの病院の受入れ体制が改善されたなどの理由が分かれば教えてください。

藤本健康増進課主幹兼健康管理係係長事務取扱い 病院の方とお話する機会がありますが、市の急患診療所に行かず、病院を選んだなどというお話は特に聞いていないので、患者数が減った理由が公的3病院に流れたからと証明できるものはなく、その原因は把握しておりません。

大井淳一郎委員 急患診療所を廃止した後、そのスペースが開きますね。旧保健センターは医師会に贈与しましたが、急患診療所のスペースはどうなるんですか。

藤本健康増進課主幹兼健康管理係係長事務取扱い 本条例が議決されれば、来年4月からはもぬけの殻になるんですが、考えられるパターンは幾つかあります。まず、更地にして、市有地として利活用することです。庁内に検討する部署があります。二つ目は、隣接する医師会に無償又は有償で譲渡する案もあります。三つ目は、当面壊すことはできませんので、例えば、市の文書庫として利用する案があります。警備が入っており、セキュリティーもしっかりしているので、それを活用して、当面そういった方法で活用を検討することも考えております。

大井淳一郎委員 解体して更地にするというお話があったんですが、保健センターと急患診療所は別棟でしたか。つながっているイメージがあったんですけど、急患診療所だけを壊すことはできるんですか。それとも、壊すは、無償譲渡しているから難しいとは思いますが、保健センターも壊すんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 申し訳ございません。まだ具体的なものではなく、こういう選択肢があり得るというだけのお話をしました。跡地の利用に関しては、市の公共施設の跡地活用指針に基づいて、これから協

議していくようになると思います。書庫の話がありましたが、健康増進課にはワクチン関係の医療物資等がありますので、「そういう活用も視野に入れている」が正確な回答になるかと思います。

松尾数則委員長 確認ですが、急患診療所には、1日に約1人が来るわけですね。これを廃止して、#7119で対応できるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 どのような方がどのような思いで急患診療所を利用されているかは分かりませんので、100%対応可能とは申しませんが、急患診療所で執務されている医療事務従事者から最近の状況等を聞く限りでは、「事前に電話して来られる方がほとんどで、ある程度お話を聞いて、翌日等での対応でよい方が多い」とのことですので、課題はありますが、#7119である程度解決できるのではないかと考えております。

松尾数則委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決します。それでは、議案第87号山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成により、本議案は可決すべきものと決しました。以上で民生福祉常任委員会を終了します。お疲れ様でした。

午後3時15分 散会

令和4年（2022年）12月2日

民生福祉常任委員長 松尾数則